

所管部課		子ども未来部子ども家庭支援センター		部長		志村 明子				
件 名		東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則の一部を改正する規則について				区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則									
	部課機関									
1. 要 旨 こども家庭庁支援局長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（以下「国要綱」）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 （1）主な改正点 ア 母子（父子）家庭自立支援教育訓練給付金 ・所得要件を撤廃し、東大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づくプログラムの策定等の支援を受けていることを要件とする。 ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講した場合であって、教育訓練修了後1年以内に資格取得し、対象職業に就職したときの追加支給割合を創設する。 イ その他、文言の整理等。 （2）施行 公布の日から施行する。 （3）影響及び効果 国要綱の一部改正に沿った規則となり、適切な運用が図れる。										
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み										
3. 留意事項（問題点等） ①目 的：母子家庭の母及び父子家庭の父に、能力開発のために受講した講座費用や就業に結び付きやすい資格を取得するために養成機関で修学している間の生活費の一部を支給することで、対象者の雇用の安定及び就職の促進を図る。 ②対象者：市内に住所を有している、母子家庭の母及び父子家庭の父 ※母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において、母子（父子）家庭高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の所得要件が緩和されているが、規則において文言の修正なし。										
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。										
5. 審議結果										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。